

「行政法1」

ADMINISTRATIVE LAW / VERWALTUNGSRECHT

担当: 森 稔樹(大東文化大学法学部教授)
TOSHIKI MORI, PROFESSOR AN DER DAITO-BUNKA
UNIVERSITÄT, TOKYO

行政と行政法 法律による行政の原理 (法治主義)

行政法とは

- 行政法＝「行政に関する法」＝「行政の組織・作用・統制に関する法」
- 行政組織法＝行政の組織に関する法
- 行政作用法＝行政の作用に関する法
- 行政救済法＝行政の統制に関する法(＝違法または不当な行政作用から国民を救済するための法)

形式的な意味における行政

- 形式的な意味における立法＝国会(立法府)が行う活動
- 形式的な意味における司法＝裁判所(司法府)が行う活動
- 形式的な意味における行政＝内閣(行政府)が行う活動
- しかし、これでは国家の作用を十分に説明できない。

実質的な意味における立法／司法

- 実質的な意味における立法＝「法規」という特定の内容を有する法規範を定立する機能⇒およそ一般的・抽象的な法規範全てを定立する機能
- 実質的な意味における司法＝法律上の争訟、すなわち法律上の関係(権利義務)に関する争いごとを裁断する作用

実質的な意味における行政

- 控除説: 次のように示される。
- $V = S - G - R$
 (V: 実質的な意味における行政)
 (S: 国家作用)
 (G: 実質的な意味における立法)
 (R: 実質的な意味における司法)

重要：「法規」の意味(1)

- 狭義の法規: 元々、国民の権利・義務に関係する法規範⇨「国民の権利を直接に制約し、または義務を課する法規範」と理解されていた。
- このような性質を有する法規範の定立が国民の代表機関である議会によってなされなければならない⇒国民主権主義的要素の確保。

重要:「法規」の意味(2)

- 第二次世界大戦後は、およそ**一般的・抽象的な法規**であれば「国民の権利を直接に制約し、または義務を課する法規」でなくとも「法規」として解されるようになった。
- 国民主権原理を採用する憲法⇒立法府の権能の拡大⇒「法規」概念の拡大

公法と私法 (1)

- **法律関係**
権利主体相互間に生ずる法律上の関係
- **行政法関係**
行政法により規律される法律関係
⇒公法と私法との区別

公法と私法 (2)

- **私法関係**＝私人相互間の関係におけるものと同じの規律による支配を受ける関係
- **公法関係**＝**権力関係と管理関係**
- **権力関係(支配関係)**＝国または公共団体が、法律上、優越的な意思の主体となって相手方たる私人に対する関係

公法と私法(3)

- **公権力の行使** = 行政庁が私人に対して、法律に基づいて一方的に計画し、命令し、給付し、一定の法律関係を形成し、指導し、強制する活動の総称
- **管理関係** = 国または公共団体が公的事業または公的財産の管理主体として私人に対する関係

日本国憲法の下における法治主義

- 公権力によって**国民の権利・自由を制約する場合には立法府たる国会(議会)の制定した法律の根拠が必要である。**
- **法律の根拠があるからといって国民の権利・自由をどのように制約してもよいという訳ではない。**立法府(国民の代表からなる)による法律であっても制約できない権利・自由が存在する。

法律の法規創造力の原則

- **狭義の法規を作りうるのは法律のみであるという原則**
- **国民の権利や自由を直接的に制限し、あるいは国民に義務を課する法規範(法規)は、国民の代表機関である議会によって定立される法律によらなければならない。**

法律の優位の原則

- 行政の様々な活動が法律に反してはならないという原則
- 行政決定や行政慣例が法律の内容と矛盾する場合には、その範囲において行政決定や行政慣例が違法となる。
- 当然、憲法に違反してはならない。

法律の留保の原則

- 行政が何らかの活動を行う際に、その活動を行う権限が法律によって行政機関に授権されていなければならない(すなわち、与えられていなければならない)。
- 少なくとも、国民の権利や自由を制約し、または新たな義務を課するような活動を、法律の根拠なくして行政権が単独でなすことは許されない。

法律の留保の適用範囲

- 侵害留保説(実務、判例): 国民の権利や自由を制約し、または新たな義務を課する行政活動については、法律の根拠を必要とする。⇒それ以外の行政活動については法律の根拠がなくてもよい。
- 侵害留保説より、法律の根拠を必要とする範囲を広げようとする見解: 全部留保説、権力留保説、本質留保説など

自動車一斉検問

- 根拠は警察法第2条か？
- 最決昭和55年9月22日刑集34巻5号272頁は警察法第2条説を採る。
しかし、警察法は組織法である。
- 警察官職務執行法第2条説←職務執行の要件を満たさないという難点がある。
- 法的根拠がないので違法、とする説←少数に留まる。

緊急行為

最判平成3年3月8日民集45巻3号164頁

- 浦安町(現在の浦安市)に漁港管理規程という条例が存在しなかった。
- 条例がないのに地方公共団体が鉄杭を撤去することは、漁港法および行政代執行法に違反する。
- しかし、緊急事態に対処するために採られた措置としてやむをえない(民法第720条の「法意」に照らして)。
